

香川県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鋼 武 紀

## 香川県条例第25号

### 香川県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

香川県感染症診査協議会条例（平成11年香川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第2条 協議会は、委員3人以上 <u>18人</u> 以内で組織する。	(組織) 第2条 協議会は、委員3人以上 <u>15人</u> 以内で組織する。
(委員) 第3条 委員は、法 <u>第24条第5項</u> に規定する者のうちから、それぞれ1人以上を任命する。 2・3 略	(委員) 第3条 委員は、法 <u>第24条第4項</u> に規定する者のうちから、それぞれ1人以上を任命する。 2・3 略
(会議) 第5条 略 2 協議会は、法 <u>第24条第5項</u> に規定する者のそれぞれ1人以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 3 略	(会議) 第5条 略 2 協議会は、法 <u>第24条第4項</u> に規定する者のそれぞれ1人以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 3 略

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(香川県結核診査協議会条例の廃止)

2 香川県結核診査協議会条例（平成14年香川県条例第7号）は、廃止する。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条、第3条関係） 1 知事の附属機関	別表（第2条、第3条関係） 1 知事の附属機関

名称	報酬	費用弁償
略		
香川県社会福祉審議会	略	略
香川県麻薬中毒審査会	略	略
略		

名称	報酬	費用弁償
略		
香川県社会福祉審議会	略	略
<u>香川県結核診査協議会</u>	委員 日額 9,000円	委員 6級
香川県麻薬中毒審査会	略	略
略		

(香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部改正)

4 香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例（昭和42年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(種別及び手数料の額)</p> <p>第2条 試験検査等の種別は、別表及び診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定方法」という。）別表第1 医科診療報酬点数表に掲げるとおりとし、手数料の額は、別表に掲げる試験検査等にあってはそれぞれ同表に定める額とし、算定方法別表第1 医科診療報酬点数表に掲げる試験検査等にあってはそれぞれ算定方法第2号に規定する方法により算定して得た額の10分の8に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>
<p>2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく健康診断、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種及び老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく健康診査を実施義務者又は実施主体から依頼を受けて行う場合の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、知事が別に定めた額とする。</p>	<p>2 <u>結核予防法（昭和26年法律第96号）</u>に基づく健康診断及び予防接種並びに老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく健康診査を実施義務者又は実施主体から依頼を受けて行う場合の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、知事が別に定めた額とする。</p>

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

5 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(結核患者訪問手当)

第12条 結核患者訪問手当は、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の14の規定により訪問して行う指導の業務に従事したときに支給する。

2 略

(特殊現場作業手当)

第26条 略

(1)～(6) 略

(7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項までに規定する感染症その他これらに準ずる感染症として人事委員会規則で定めるものの病原体に汚染されている区域において行う患者の看護若しくは当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は入院のための患者の移送

(8)・(9) 略

2 略

(結核患者訪問手当)

第12条 結核患者訪問手当は、職員が結核予防法（昭和26年法律第96号）第25条の規定により訪問して行う指導の業務に従事したときに支給する。

2 略

(特殊現場作業手当)

第26条 特殊現場作業手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1)～(6) 略

(7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第5項までに規定する感染症その他これらに準ずる感染症として人事委員会規則で定めるものの病原体に汚染されている区域において行う患者の看護若しくは当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は入院のための患者の移送

(8)・(9) 略

2 略